**南砺市**

**看護学生等修学資金貸与制度**

**【令和６年度　募集要項】**

**１　本制度について**

1. 本制度は、薬剤師・看護師・保健師として、南砺市立医療機関へ就職する意思のある修学生に対し、修学資金（無利子）の貸付を行う制度です。
2. 修学資金の貸与を受けた方は、南砺市立医療機関に就職後、一定要件を満たすことで修学資金全額の返還が免除されます。

**２　貸与資金**

1. 修学資金

養成施設に在学する学生（修学生）に対し、毎月貸与します。



1. 活躍応援資金

　　　　本制度を活用した修学生が養成施設を卒業し、市立医療機関に就職する際、引越や自己研鑽に活用できる資金の貸与を受けられます。本資金についても、一定要件を満たすことで返還免除を受けられます。



**３　修学資金の貸与を受けることができる方**

次の①～③のいずれも満たす方は、修学資金の貸与を受けられます。

* 1. 養成施設を卒業後、市立医療機関に薬剤師、保健師または看護師（いずれも正職）として勤務する意思があること
  2. 学業成績が良好であり、心身ともに健全であること
  3. 他の修学資金・奨学金等の給付または貸与を受けていないこと※

※日本学生支援機構の奨学金は併用が可能です

**４　申請の方法**

　　　修学資金の貸与を受けようとする方は、申請期間中に電子申請を行い、その後、同期間中に必要書類を南砺市医療課まで提出してください。

1. **電子申請**

電子申請は、以下のＱＲコードから行ってください。電子申請が完了すると、「南砺市看護学生等修学資金等貸与申請書（様式第１号）」が自動的に作成され送信されます。



1. **電子申請後に提出いただく書類**
2. 在学証明　　　　　　　…（※１）
3. 推薦調書（様式第２号）…（※２）
4. 住民票　　　　　　　　…（※３）
5. 保証人の所得証明　　　…（※４）

(※１) 在学証明書は、在学する養成施設において、令和６年４月１日以降に発行

されたものを提出してください。

(※２) 推薦調書は、在学する養成施設において記入・押印いただいたものを提出

してください。

　　　　　(※３) 住民票は、種類を「世帯全員」、記載事項を「続柄あり」で発行申請して

ください。

（※４）保証人は２人立てていただく必要があります（いずれも申請者と連帯し、

債務を弁済できる能力を有する方とする必要があります。

**【 応募様式 】**

上記の様式は、以下ＱＲコードからダウンロードしてください。



👈　南砺市医療ポータルサイト

**（３）提出先**

　　　　　〒932-0293

　　　　　　富山県南砺市北川166番地1

　　　　　　南砺市地域包括ケアセンター　医療課　宛て

**５　申請期間**

　　　令和６年３月１５日（金）～　令和６年４月１９日（金）

**６　その他**

**（１）貸与の決定**

修学資金の貸与決定は、選考委員会において審査のうえ決定します（必要に応じ、簡易な面接を行う場合があります。）。

選考委員会における審査が終わりましたら、養成施設の長を経て結果を通知します。

**（２）修学資金の振込み**

修学資金は、原則、月末に申請者が指定する本人名義口座へお振り込みします。ただし、新規貸与者については、審査・決定・振込口座登録等の過程上、４、５月分をまとめて６月１０日前後にお振り込みします（６月分以降は月末振込となります。）。

**（３）修学資金の返還**

修学資金は貸与資金であるため、返還の免除を受ける場合を除き、ご返還いただく資金となります。修学資金は無利子ですが、返還が遅れた場合には別途延滞利息が生じますのでご留意ください。

**（４）修学資金の返還免除**

薬剤師、看護師または保健師（いずれも正規職員）として、市立医療機関に就職し、以下の期間勤務された場合は、修学資金全額の返還が免除できます。



**【　本制度に関するお問い合わせ先　】**

南砺市　地域包括医療ケア部　医療課

電話　　0763－23－1003